

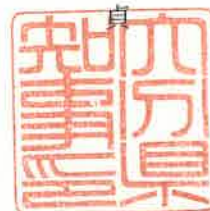
（災害救助法による救助の実施）

大分県告示第三百八十四―二号

令和四年台風第十四号により災害が発生するおそれがあるので、令和四年九月十八日から大分県内の全ての市町村の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

令和四年九月十八日

大分県知事 広瀬 勝



用度管財課確認済

公示期間：災害応急対策を推進するため  
必要と認める期間